#### JR東海労 大二運分会

# 交差点

№.458 2015年11月5日 責任者:今田昌二

発 行:教宣部

## 会社自ら、 社員の個人情報を社外へ持ち出し!

10月9日、竹本さんが会社を訴えている裁判で、大阪第二運輸所で管理者だった雨川、新田元助役が大阪地裁の法廷で証人として証言しました。法廷では、原告竹本さんの鋭い質問に対して、しどろもどろの答弁に追われました。



証言において、注目された問題の一つで、退職した お二人が作成した陳述書はいつどこで何をもとにして 作成したのかということでした。

陳述書が作成された日付は、2人が管理者であった 当時から約半年が経過した日付となっていますが、本 人の記憶と言っても限界があります。

会社は、竹本さんに期末手当の減率適用(ボーナスカット)をした証拠を示すことになっていましたが、当時、二人が添乗して「注意指導」したとする陳述書の作成について、何と!2人は会社からもらった資料を見て作成したと証言しました。

### 雨川証人:

「書いたのは)自宅です。」「それは会社から頂きましたよ。

### 新田証人:

「事象のメモ、東海道新幹線運転士基本動作集これを郵送していただきました。」「(自宅でか)はい、そうです。」

これは、会社が禁止している「個人情報の社外への持ち出し」「情報管理の 徹底」に違反する行為ではないでしょうか!会社はこの証言をどうするのか? 事実でないとするなら2人は偽証罪を問われることになってしまうゾ!